

### その3 高度経済成長と児童福祉

—児童・母性にかかわる福祉を中心として—

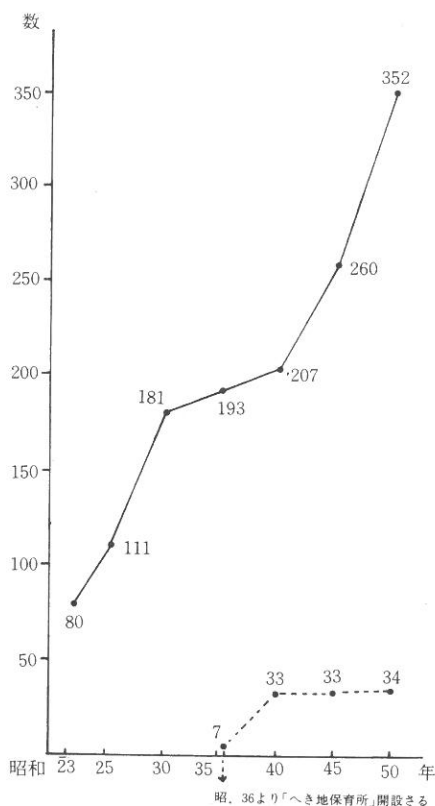
内田 節子

まえがき

戦後の児童福祉は児童福祉法を中心として児童・妊産婦および児童の保護者に対する福祉がすすめられてきたが、その後時代が進むにつれて母子福祉法（昭和39年）や母子保健法（昭和40年）が制定され、母子家庭の福祉がより強化され、また母性並びに乳・幼児の健康保持および増進が一層図られることとなったのである。

ここでは高度経済成長期における保育に欠ける児童の福祉、母子福祉および母子保健がいかに進められていったかをみることにする。

図1 年次別保育所設置状況



資料：民生労働行政の概要

は昭和42年度厚生省による要保育児童の実態調査であるが、昭和42年要保育児童は約148万人いる。そこで厚生省はその後の婦人労働等による増加を見込み、昭和50年には162,500人になると推計し、この予測から、昭和46年度より「保育所緊急整備計画」を策定し、毎年820ヶ所程度を建設する計画をたてた。従って岡山県としてもこの線にそって、小学校の通学区域

#### 保育に欠ける児童の福祉

##### 保育所

経済の高度成長は、多くの母親を職場へと追いつた。また婦人の働く権利意識の高揚は母となった後も彼女達を職業人として職場にとどめるようになり、こうした事柄は必然的に保育に欠ける児童を作りだしていった。その上に進行する核家族化は益々児童の保育に欠ける状況を増加させていった。そしてまた昭和47年の石油ショックによる物価の高騰は日常生活を支えるために共稼ぎを余儀なくされた母親を増加させた。「その2の表4」にみられるように各種児童福祉施設が整備されていった中で最も県民のニーズの高かったものは保育所である。特に昭和40年から50年の11年間の伸び率は大きい(図1参照)

表1は昭和48年総理府統計局による「労働力調査」であるが、既婚者の就労者は570万人である。この数字に示されるように女子雇用者の約48%は既婚婦人である。このような既婚婦人の職場への進出と人口の都市集中化、そして核家族化の進展が児童の養育についての大人や親達の意識の変化をもたらし、保育所要求を増大させていると考えられる。表2

表1 女子就業者数の状況

実数 (万人 ・%)	就業者数 (全産業)	非 農 林 業		
		雇 用 者 数	有配偶者	そ の 他
43年	1,980 (100.0)	1,019 (100)	398 (39.1)	621 (60.9)
44年	1,986 (100.3)	1,038 (100)	417 (40.2)	621 (59.8)
45年	2,003 (101.2)	1,086 (100)	450 (41.4)	636 (58.6)
46年	1,981 (100.1)	1,109 (100)	479 (43.2)	630 (56.8)
47年	1,956 (98.8)	1,113 (100)	513 (46.1)	699 (53.9)
48年	2,021 (103.3)	1,179 (100)	570 (48.3)	608 (57.7)

資料：昭和49年版厚生白書

表2 要保育児童の実態調査

調 査 時 点	保 育 所 の 状 況		要保育児童
	施 設 数	定 員	
昭和39年6月1日 現	10,822 <sup>1)</sup>	841,863	1,210,431
昭和42年8月1日 現	12,000	968,300	1,484,100

1) 昭和39年12月31日現在  
資料：児童福祉の基礎（相川書房）

無認可保育所

昭和48年6月の調査によれば県下における無認可保育所は58施設であり、1500名の児童が入所している。また昭和50年7月に行った県立短期大学学生による調査では101ヶ所である。それらの施設を対象としたアンケート調査(回収率57%)から幾つかの項目をひろって、先ず経営主体と開設年をみると表4のとおりである。表によれば昭和40年から50年までの11年間に実に69%もの無認可保育所が開設されているが、これは時あたかもGNP世界第2位と言われた経済の高度成長期と深い関係がある。特に企業内保育所が多いこともそれを裏づけていると言えるだろう。企業内保育所の場合は企業側が労働力を確保するために設置したのもあれば、企業に働く婦人達の要求によって開設をみたものもある。またこれらの保育施設はどれ位の児童を入所させているかをみると表5の結果がでた。全体的にみて40人以下の規模のものが多く、小規模保育所が無認可保育所の特長のようである。最も多い入所児童数をもつものは団地経営の115人で、最も少ないものは入所児

表4 経営主体別保育所開設年

時代 経営者	昭							計
	大 正	10~19	20~29	30~39	40~45	46~50	無回答	
個 人			2	2	5			9
団 地					1			1
労 組				2				2
企 業	1		1		10	13		25
共 同			1			3		4
その他		1	1	3	5	3	3	16
計	1	1	5	7	21	19	3	57

資料：無認可保育所アンケート調査（県立短大生）

ごとに1ヶ所以上の保育所を整備し、学令前児童の20%以上の保育所入所定員を確保するという整備基準を示した。その整備状況が図1および表3である。児童福祉法が施行された初期の保育所数は52施設で入所児童数は5657名であったが、昭和51年には353施設、入所児童33,232名となっている。このように年々増設されていったが、今日尚保育所は不足しており、無認可保育所などで保育されている児童も多い。

表3 保育所整備状況

年 度	新 設 数
45	22
46	15
47	18
48	17
49	12
50	14

資料：民生労働行政の概要  
(49, 51年)

表5 経営主体別入所児童数

人数 経営者	0～10	11～20	21～30	31～40	41～50	61～70	90～	計
個人	1	4	3	1				9
団地							1	1
労組	1		1					2
企業	9	12	2	1		1		25
共同		3		1				4
その他	3	7	3	2	1			16
計	14	26	9	5	1	1	1	57
%	24.6	45.7	15.8	8.8	1.7	1.7	1.7	100

童1名の企業経営のものであった。また無認可保育所の今一つの特長と考えられるものは0才児から1才児の謂ゆる乳児保育を行なっていることである。ちなみに認可保育所では7%であるが、無認可では22%を占めている。一般の認可保育所に対する乳児保育の要望は大きいものがある。以上にみられるように無認可保

育所が果たしている役割は大きいものがあるが、県や市町村でも無認可保育所の意義を認め助成金を出しているところも少なくないということである。また県当局は昭和48年度から無認可保育所に対する認可保育所への移行を指導援助しているが、認可を希望するものはそれ程多くないようである。県の指導援助により認可された無認可保育所は昭和48年度4施設（中2施設に対し各150万円県が補助）、昭和50年2施設（2施設450万円県が補助）である。またさきの県立短大、保育学生のアンケート調査によれば申請中4件

(7%)、申請しない50件(87.7%)で、申請しない理由をみると表6のとおりである。その他の項目中、企業は「必要性を感じない」というものが多い。表にみるように多くの無認可保育所は認可されることを希望しておらず、このあたりに県当局の認可移行への指導にも限界がある。しかしながらそれ故にこそより効果的な助言指導が必要なのではないだろうか。

表6 認可申請有無の状況

認可 に対する 意見 経営 主体	認可 申請 中	申請をしていない						
		設 備 が 基 準 に 達 しない	職 員 が 基 準 に 達 しない	対 象 児 童 が 少 ない	い 自由 で ユ ニ ーク な 保 育 を し た い	法 人 化 さ れ た く な い	幼 稚 園 認 可 を 希 望 す る	そ の 他
個人		2			6	3		1
団地		1			1			
労組		1			1			
企業	1	5	3	6	8	3		7
共同	1			1	1		1	
その他	2	5	3	6	3			1
計	4	14	6	13	19	6	1	9

註・2つ以上の回答あり

### 特別保育対策

保育所の補完的役割を果たすものとして特別保育事業がある。このために国は毎年予算化しているが、県当局もこれを助成している。

#### ・へき地保育所

文化的経済的条件などに恵まれない山間や離島などのへき地における要保育児童のために昭和36年度から始められた事業である。おおむね幼児を入所させるが、必要によっては学童も入所させることができる。

#### ・季節保育所

農漁村にあって季節的繁忙期に時期を限って設けられる幼児のための保育施設で昭和28年度

表7 特別保育事業・補助状況

種別 年度	へき地保育所		季節保育所	
	数	県補助金額	数	県補助金額
42	34	11,387,677円	26	180,000円
43	33	13,680,022	25	172,800
44	33	16,242,582	23	177,600
45	33	19,286,922	16	128,000
46	33	22,729,585	10	80,000
47	36	28,665,000	6	40,000
48	35	33,293,000	5	40,000
49	35	48,505,000	5	40,000
50	34	58,728,000	0	0

資料：民生労働行政の概要（昭和49）  
児童家庭課

り、病児保育、長時間保育、夜間保育、障害児保育などの需要にいかに対応していくかが今後に残された課題と言える。尚乳児保育については育児休暇制度との関連で検討することも必要であろう。

#### 保母確保対策について

保育所が増設されるにともなって有資格保母の確保が緊急の課題となってきた。とりわけ経済の急激な高度成長期には保母確保は極めて困難な仕事の一つであった。県当局は、吏員をして県外までも求人に出かけた程であった。

県内における保母養成校は昭和24年県立保母養成所（現県立短期大学、保育科の前身）が設置され、保母養成を開始し、昭和38年には岡山女子短期大学、作陽短期大学、中国短期大学において、また昭和40年以降には、美作（40年）、順正（42年）、就実（45年）各短期大学、旭川厚生専門学院（46年）、山陽（47年）、倉敷（43年）各短期大学において保母養成事業を開始している。このうち市町村及び社会福祉法人の設置による保母養成校に対し、県は運営費の補助を行なっている。また保育学生に対しては保母修学資金を貸与するなど国による措置も講じられ保母確保を図っている。

表8 母子世帯の状況

#### 母子福祉

健全な家庭から健全な児童が育成される。しかしながら母子家庭は経済的に精神的に不安定な状態に陥りやすく、児童養育上に大きな問題になることがしばしばある。それ故に児童が心身共にすこやかに成長するためには多くの援助が必要となってくる。こうして生まれたものが母子福祉法である。

県下における母子家庭の状況を見ると表8のように死別が最も多い。

この死別について今少し詳しく内容をみると昭和30年頃までは父の戦傷死による死別が多かつ

以来国の補助金がある。施設は市町村の公民館や寺院など適当な建物の一部を利用して事業を行なう。国によるきまりは開設期間は1ヶ所につき30日以内とし、1ヶ所月平均30人以上とする。設置者は市町村である。

#### ○同和対策特別保育事業

同和地区に所在する保育所の児童を処遇するため、保母1名の増員をはかっている。昭和48年度から同年6ヶ所に対し県は1,406,000円を補助している。

以上のように保育に欠ける児童に対する福祉対策としての保育所は年々増設されていたが依然として保育所は不足している現状である。また今日保育需要は多様化してきてお

調査年月	母子世帯		母子世帯となった原因			
	数	%	死別	生別	その他	未婚の母
24年 月	10,608	100	68.3%	10.5%	18.3%	2.9%
27	16,062	100	83.3	9.0	6.3	1.4
30	19,669	100	77.9	14.6	5.5	1.9
33. 10	18,282	100	82.6	13.2	4.3	
38. 2	14,150	100	76.7	18.0	5.3	
44. 1	9,257	100	69.5	25.8	4.7	
49. 2	*10,648	100	60.6	29.0	10.4	

※ 当調査は住民基本台帳による%抽出  
資料：岡山県政史・昭和戦後編  
民生労働行政の概要（昭和49年度）

ったが、年代が進むにつれて減少している。それは子女の成長にもなって寡婦となったからである。また最近の調査では交通事故死によるものが約12%あり、時代の社会問題の一端をのぞかせている。

また年代が進むにつれて確実に生別が増加していき、家庭生活が破綻をきたしたものが少なくないことを物語っている。

母子家庭の経済事情についてみておると、昭和47年国民生活実態調査によれば、一般世帯の年間所得60万円未満は11.1%であるのに、母子家庭のそれは63.5%と過半数を占めており、いかに経済的に困難な状況にあるかが理解される。岡山県における母子家庭も例外ではないだろう。

### 母子福祉資金の貸付

表9 母子福祉貸付金および寡婦福祉貸付金一覧 (48年6月現在)

	貸付対象	貸付金の限度額	据置期間	償還期間 (据置期間 経過後)	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体	個人 50万円 団体 150万円	貸付の日か ら1年間	6年以内	個人 年3% 団体 年5%
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体	個人 25万円 団体 50万円	貸付けの日か ら6ヵ月間	3年以内	〃
修学資金	母子家庭の児 童	高校月額 3,000円 (特別 4,000円)	卒業後6ヵ月 間	20年以内	無利子
	父母のいない 児童	大学、高専月額 8,000円 (特別 11,000円)			
技能習得資金	母子家庭の母	月額 3,000円	知識技能修得 期間満了後6 ヵ月間	10年以内	年 3 %
修業資金	母子家庭の児 童、父母のい ない児童	月額 3,000円	〃	5年以内	年3% (厚生 大臣が定める ものは無利子)
就職支度資金	母子家庭の母 または児童、 父母のいない 児童	3万円	貸付けの日か ら1年間	〃	年 3 %
療法資金	母子家庭の母 または児童	10万円 (特別 15万円)	医療を受ける 期間満了後6 ヵ月間	〃	〃
生活資金	母子家庭の母	月額 11,000円	技能修得資金 もしくは療養 資金の据置期 間と同じ	技能修得資金 と合わせ貸付 けを受けた場 合10年以内 療養資金と合 わせ貸付けを 受けた場合5 年以内	〃
住宅資金	母子家庭の母	30万円	貸付けの日か ら6ヵ月間	6年以内	〃
転宅資金	母子家庭の母	25,000円	〃	3年以内	〃
就学支度資金	父母のいない 児童、母子家 庭の児童	3万円	修学後または 修学後6ヵ月 間	修学のための 貸付け20年以 内、修業のた めの貸付け5 年以内	無利子
結婚資金	20歳以上の子 を扶養してい る寡婦	5万円	貸付けの日か ら6ヵ月間	5年以内	年 3 %

(昭和49年版厚生白書)

この制度は母子家庭の経済的自立の助長をはかり、あわせて児童の福祉増進をはかるために昭和28年から設けられたものであり、母子福祉対策の中で最も重要なものである。貸付の種類や金額は表9のとおりである。また県内での貸付状況は表10のとおりである。貸付率は年々高くなっており、昭和48年度には96%と殆んど要望に応じている状況である。また種類別の貸付状況をみると修学資金が最も多く、ついで事業開始・継続と続いている。貸付金の財源は都道府県的一般会計からの繰入金と、その額

表10 年度別母子福祉資金貸付状況  
(単位 千円)

年度別	申請額	貸付額	貸付人員	貸付率
昭				%
28	56,144	36,000	1,485	64.0
29	47,198	34,300	1,516	72.0
30	49,933	32,415	1,838	65.0
31	41,130	34,083	2,097	83.0
32	43,345	35,677	2,143	82.0
33	54,422	36,462	1,995	67.2
34	41,959	31,497	1,580	75.7
35	37,006	27,152	1,441	73.2
36	40,088	28,465	1,341	71.0
37	40,460	27,831	1,227	68.9
38	40,428	29,880	1,160	73.9
39	37,979	27,621	1,195	72.7
40	41,635	31,822	1,328	76.4
41	43,326	34,305	1,242	79.2
42	39,918	34,002	1,116	85.2
43	46,847	37,324	1,053	79.7
44	54,922	43,864	1,093	79.9
45	61,640	48,392	1,066	78.5
46	59,213	53,686	988	90.5
47	68,453	64,030	941	93.5
48	71,515	68,669	987	96.0
49	81,808	74,138	980	90.6
50	97,034	83,017	991	85.5

資料：民生労働行政の概要

表11 国庫借入・県費繰入状況  
(単位 千円)

年度	国庫借入金	県費繰入金	合計	摘要
28~44	110,757	82,751	193,508	昭和 国：県
45	8,088	4,044	12,132	28~31 1：1
46	13,800	6,900	20,700	32~ 2：1
47	12,000	6,000	18,000	但し昭・36,37,38、
48	17,000	8,500	25,500	42は投資なし
49	18,000	9,000	27,000	
50	23,000	11,500	34,500	

表12 貸付金償還状況  
(単位 千円)

年度	現年度分			過年度分		還付金
	調定額	収入額	収入率	収入額	収入率	
44	31,033	29,991	96.6	1,156	30.7	546
45	34,534	33,098	95.8	1,279	35.0	514
46	38,300	36,809	96.1	1,245	32.1	330
47	42,778	40,880	95.5	1,045	25.6	255
48	47,179	44,609		733		178
49	50,324	47,760		1,460		166
50	55,121	52,014		1,590		271

資料：民生労働行政の概要（昭和49年）

の2倍に相当する国の都道府県に対する貸付金を予算にして、これに償還金を加えたものである。表11および12は母子福祉資金の財源の状況と、貸付金の償還状況を表わしたものである。貸付金の償還状況は極めて良好であり、母子家庭の母性なる人がこの制度を十分理解して活用している様子がうかがえる。

### 児童扶養手当の支給

父と生計を共にしていない母子家庭の所得保障をはかり、もって児童の心身の健全な成長に寄与することを目的として本手当が生まれた。表13のような支給額であり、県内には昭和50年度には3,767名の支給者がある。これは児童の健全な育成のために生まれたものであるが、他の公的援助（障害福祉年金及び老令福祉年金を除く）との併給を許されず、また所得制限もあって多くの制約を受けており、今後の改善がぞまれるものである。

### 母子家庭の相談事業

社会的、経済的に多くの問題をかかえている母子家庭に対する相談機関として、母子相談員が福祉事業所に配置されている。これは法令（母子福祉法第7条）によるもので、各福祉事務所におおむね非常勤として配置されているが、当

表13 児童扶養手当額・受給者の推移

年度	手 当 額			受給者数
	1 人	2 人	3人以上	
昭和				人
37. 1	円 800	円 1,200	200円加算	3,126
38				3,328
39				3,088
40				3,019
41				2,892
42. 1	1,400	2,100	400 "	2,710
43				2,737
44				2,714
45. 9	2,400			2,719
" . 10	2,600			2,719
46. 11	2,900		400 加算	2,831
47. 10	4,300			2,934
48. 10	6,500			3,137
49. 1	"	7,300	400 "	3,284
" . 10	9,800	10,600		3,284
50. 10	15,600	16,400		3,767

資料：民生労働行政の概要

県では昭和28年4月「母子福祉資金貸付等に関する法律」の施行により母子相談員が25名配置されたが、昭和51年4月現在は地方振興局福祉部（旧福祉事務所）に9名、市福祉事務所に15名、婦人職業相談センターに1名計25名が配置されている。

表14 相談員取扱状況

相談内容 年度	生活一般	児童養育	生活援護	その他	計
昭29	3,443	659	14,930	17,920	20,824
39	7,673	344	4,933	6,858	19,808
49	1,943	578	3,657	139	6,317

資料：岡山県政史 民生労働行政の概要（昭和51年）

母子相談員は母子家庭からの各種の相談に応じ、必要な助言指導を行なう。その内容は表14にみるとおり母子家庭の生活全般にわたっており、児童の養育、家庭内紛争、就職、母子及び寡婦福祉年金の貸付に関する事などである。

前述したように昭和28年に母子相談員が設置されたが、更に翌29年7月か

からは母子相談員の活動を援助する母子奉仕員を市の学区および市町村ごとに1名計443名委嘱し、母子相談員と協力して母子世帯の相談指導に当ることとした。

また民間団体として「岡山県未亡人連合会」（昭和28年結成）及び「岡山県母子後援会」（昭和29年結成）が母子福祉向上のために自主活動を行なっている。県はこれらの母子福祉団体の自主的活動を指導するとともに未亡人会に対し事業を委託し、補助している。ちなみに昭和48年度には、①岡山県母子金庫資金の貸付（原資400万円）②岡山県母子福祉大会の開催 ③母子福祉関係広報事業 ④母子福祉指導者研修事業の4事業を委託している。

#### 母子福祉施設

母子家庭の母性及び児童が心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する施設として、母子福祉センター、母子休養ホーム、そして児童福祉施設の1つとして母子寮がある。

県内には母子福祉センターは未だ設置されていないが、昭和44年度（昭和45年3月開荘）岡山県母子休養ホーム「下津井荘」が設置され、低額料金で開設されている。また母子寮は昭和31年には11施設であったが徐々に減少して昭和47年より3施設（岡山市に2施設、倉敷市に1施設）あって、母子を入所させて、これらの者を保護し生活指導を行なっている。母子寮は戦後の母子対策の1つとして大きな役割を担って設置されたもので、主として児童のために母子を一体として、保護指導し、母親が再び社会へ自立できるよう援助を与えるという重要な任務をもっている。

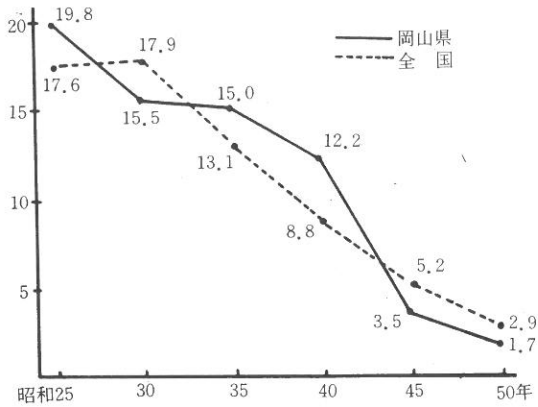
#### 母子保健

従来わが国の母子保健政策は児童福祉法に基づいて保健所による妊産婦、乳幼児の保健指導を中心としてすすめられ、相当の成果をあげてきたが、健全な児童の出生および育成のためには一貫性のある、また総合的な対策を公的責任において行なうことが要請されることとなり、昭和40年母子保健法の制定をみたのである。かくしてわが国における母子保健はこれまでのように庇護的、消極的な狭義の福祉対策から母子の健康増進をめざして、広義の母子保健と母子医療の充実による社会福祉へと歩んでいるのである。また市町村母子保健事業にも力を注ぐようになったのである。従って県当局としても母性および乳幼児等の健康の保持と増進に関して、この法律を中心として対策をたて、児童および母性の福祉推進に当たっている。

#### 岡山県における母子保健の水準

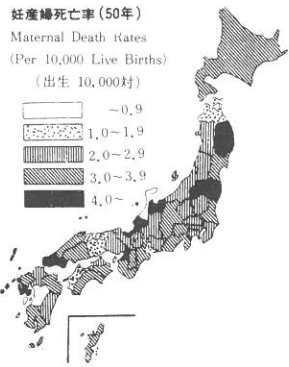
岡山県の母子保健の水準を妊産婦、乳児等の死亡率から眺めてみると図2および図3のとおりである。

図2 年次別妊産婦死亡率(出生10,000対)



資料：母子衛生の主なる統計(昭和52年)

図2によると妊産婦の死亡率は年々減少しており、分布表によれば低率ベスト6に入っている。妊産婦の死亡原因中、妊娠中

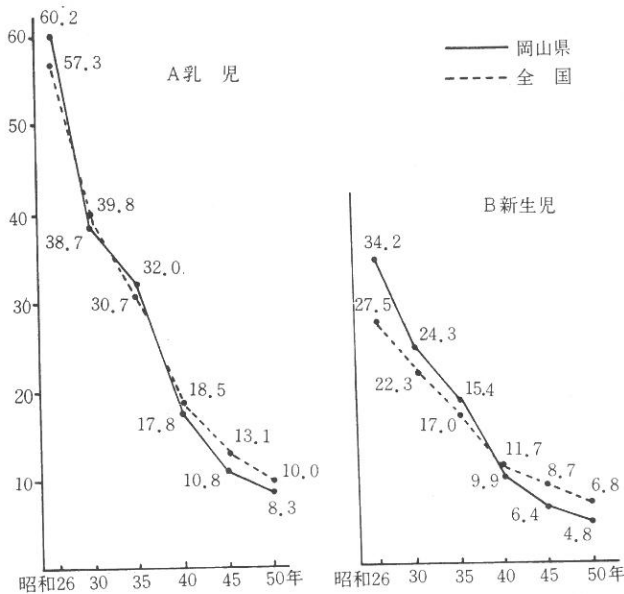


資料：母子衛生の主なる統計(昭和52年)

毒症と出血が最も多く、このことはわが国の妊産婦死亡の特長とされている。

新生児および乳児の死亡率においても図3にみるように年々減少しており、ここ10年間は全国平均を下まわっており、妊産婦死亡率と同様に低率ベスト6(乳児)、7(新生児)に入っている。乳児死亡率は地域による格差が大きく、例えば、福岡8.0、岡山8.3であるのに対して岩手および熊本13.2、香川13.8と大幅な開きをみせている。また乳児死亡全体の中で新生児死亡の占める割合は大きく、昭和50年には57.2%に及んでいる。

図3 新生児乳児死亡率(出生1,000対)



資料：母子衛生の主なる統計(昭和52年)

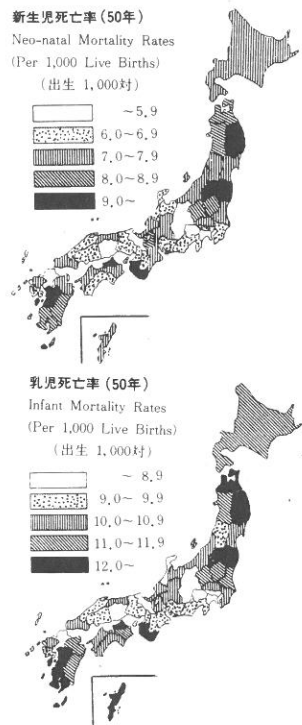




表15 死産(自然,人工)率(出産1,000対)

項目 年度	死産率		自然死産率		人工死産率	
	全国	岡山	全国	岡山	全国	岡山
25	84.9	102.6	41.7	45.1	43.2	57.5
30	95.8	106.9	44.5	47.1	51.3	59.8
35	100.4	92.6	52.3	42.7	48.1	49.8
40	81.4	77.1	47.6	40.3	33.8	36.8
45	65.3	63.1	40.6	37.4	24.7	25.7
50	50.7	47.3	33.8	30.4	17.1	16.9

資料：母子衛生の主なる統計（昭和52年）

次に死産についてみると表15のとおり、年々減少しているが、人工死産については全国平均より高くなっている。しかし昭和50年には下まわっている。

以上のように妊産婦や乳児の死亡率などから当県の母子保健の水準は全国的にみて高いといえることができる。このことは取りもなおさず、当県においては母子保健に多大の努力が払われていることを意味するものである。しかしながら

家族計画等についての助言指導については今一層の努力が払われるべきである。

### 母子保健の向上

母性および乳幼児の健康保持と増進を図るために保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ広く県民の健康の向上に寄与しているが、具体的には保健所をして次のような事業を行っている。

#### ・知識の普及

心身ともに健やかな児童を生み育てるためには、母性は言うに及ばず乳幼児の保護者が母子保健に関する知識をもつことが大切である。従って保健所および市町村はこのことについての知識の普及につとめている。対象者は主として妊産婦や乳幼児の保護者であるが、今後の方向としては地域の婦人会や青年会の未婚の男女までも対象として知識の普及を図ることがのぞまれる。特に家族計画は大切なことの一つであり、すべての児童が親に期待されて生まれ、暖かい環境の中で育成されるよう、家庭の経済状況や母体の健康状態を考慮した指導が大切である。

#### ・保健指導

妊産婦に対する妊娠、出産等に関し保健上必要な助言指導を行ない、また必要によっては医師、助産婦、保健婦などによる家庭訪問指導のサービスもなされている。

乳幼児の保健については、定期的な健康診査、母乳や人工栄養についての指導および全般的なものに関する一貫した保健指導がなされている。特に新生児については、育児上必要がある時は、医師、保健婦および助産婦などが家庭訪問を行ない、保護者に対し養育等の助言指導を行なっている。そして児童の健全な発育のために必要に応じて、他の福祉機関と連携して、適切な助言指導、療育指導、養育指導、育成医療、療育の給付または施設入所についての援助等を行なっている。

#### ・3才児健康診査

3才児期は幼児期のうちで特に心身の発達上最も重要な時期と言われており、また心身の障害の発見に適している時期でもあり、3才児検診は重要な意味をもつ。昭和36年度から始まっ

表16 3才児健康診査状況

年 度	39	40	41	42	43	44	45
受診件数(A)	16,620	13,473	16,227	16,896	17,452	17,521	18,805
問題児の数(B) (精密検査受診数)	1,371	1,143	1,371	1,190	1,780	1,025	728
B/A%	9.4	8.4	8.5	7.0	10.1	5.8	4.2

※ 精密検査を要する3才児の数 728は昭和46年1月末現在の結果であるから3月末までは増加する。従ってB/A%の%も数値上昇する。

資料：民生労働行政の概要

たこの健康診査は保健所、児童相談所、家庭児童相談室（福祉事務所に併設）、愛育委員や児童委員などの相互協力により行なわれているものである。そしてこの検査によって問題児の早期発見と事後指導が行なわれ、児童が心身共に健全に成長するよう努力が払われている。表16は3才児健康診査の状況であるが、これによると約1割弱の児童が精密検査を必要としていることがわかる。この精密検査については、児童相談所が中心となって、精神科医、心理判定員並びに児童福祉司により検査が行なわれ、事後の適切な助言・指導を受けることができるようになってきている。

## 医療援護等の措置

### 未熟児の福祉

母子保健法によれば、保護者は体重が2,500グラム以下の乳児が出生した時には、速やかに都道府県知事にこのことを届け出なければならないが、都道府県知事は未熟児について必要

表17 未熟児の養育医療の推移

項目 年度	申請	決定
昭37	151	151
38	185	171
39	188	183
40	239	228
41	183	183
42	232	230
43	206	202
44	152	151
45	215	215
46	262	262
47	292	292
48	260	260
49	225	225
50	223	223

資料：社会福祉業務報告

あると認められる時は家庭を訪問し指導を行なうことは前述したとおりであるが、必要ある時は家庭用の簡易保育器の貸出しを行なう。また特に重症の未熟児に対しては、医療機関に収容し必要な医療の給付を行なっている（養育医療の給付）表17は養育医療の給付状況である。表によれば申請件数に対する決定件数の割合は殆んど100%であって、必要なサービスは十分得られていることがうかがえる。

### 小児慢性特定疾患対策

昭和43年度からフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症は放置すると精神薄弱などになるおそれがあるので養育医療に準じて医療の給付が行なわれることとなり、昭和44年度からは血友病が、昭和48年度からはシスチン尿症等4疾患が加えられ、心身障害児の発生予防を図ると共に児童の健全育成に寄与している。

また小児ガンの入院治療については46年度から、そして47年度からは慢性腎炎やネフローゼおよびぜんそくの入院治療

に対して医療費の公費による援助が制度化された。

### 妊娠中毒症等の対策

さきにみたように妊娠中毒症、そして糖尿病は妊産婦死亡の主な原因であり、また同時に未熟児や先天異常児の出生原因になるなど妊娠と出産に重大な支障をきたすものであり、それ故に妊産婦に対して保健指導を行なうとともに必要に応じて入院し早期に適切な医療が受けられるよう医療援護が行なわれている。

### 育成医療の給付

身体に障害のある児童で、そのまま放置すればかなりの障害を残すおそれがあり、手術などの治療によって短期間に障害を除去したり、軽減できる見込みのある場合に育成医療の給付を受けることができる。育成医療の対象となる障害は、し体不自由、視覚・聴覚・平衡感覚障害・音声・言語機能障害のほか昭和39年からは先天性心疾患、昭和45年からは食道閉鎖、鎖肛等の先天性内臓障害、昭和47年からは後天性心疾患と腎不全が加えられ、その充実が図られている。表18は育成医療の給付状況をあらわしたものである。

表18 育成医療の給付状況

項目 年度	申 請		決 定	
	全国	岡山	全国	岡山
昭31	7,809	189	6,246	177
32	9,213	206	7,668	140
33	9,132	不明	8,783	不明
34	9,376	156	8,426	159
35	11,542	125	10,577	132
36	13,677	179	12,335	178
37	14,978	160	14,139	160
38	16,148	177	14,904	175
39	16,360	240	14,727	238
40	15,696	266	14,087	244
41	14,650	228	13,176	222
42	14,862	225	13,499	210
43	14,844	233	12,145	226
44	14,510	206	12,596	202
45	14,932	190	13,680	190
46	15,700	252	14,688	252
47	18,186	421	17,294	421
48	19,707	457	19,110	457
49	20,979	381	20,735	381
50	25,186	488	24,801	488

資料：社会福祉業務報告

表19 補装具の交付・修理状況

項目 年度	交 付		修 理	
	申 請	決 定	申 請	決 定
昭31	118	120	8	9
32	98	97	12	11
33	不明	130	不明	11
34	113	113	11	11
35	111	111	7	7
36	103	103	8	8
37	124	124	20	20
38	84	84	15	15
39	86	86	15	15
40	144	144	25	25
41	135	135	14	14
42	123	123	6	6
43	238	107	6	5
44	221	169	19	4
45	152	139	9	8
46	160	128	9	7
47	193	164	4	4
48	201	170	13	11
49	205	195	13	13
50	188	180	12	12

資料：社会福祉業務報告

補装具の交付

現在、身体の障害が固定していて身体障害者手帳を交付されている児童に対して、その身体の欠損または機能の障害を補い、日常生活の助長を図るために車椅子や義肢などの補装具の交付および修理についての援助が行なわれている。表19は補装具の交付と修理の状況を表わすものである。

療育の給付

表20 結核児童の養育の給付推移

項目 年度	申請	決定
昭37	15	15
38	40	39
39	65	65
40	49	49
41	53	49
42	53	53
43	43	43
44	30	29
45	14	14
46	16	16
47	14	14
48	11	11
49	5	5
50	3	3

資料：社会福祉業務報告

結核にかかっている児童を病院に入院させて、医療と教育をあわせ行なうことを療育の給付という。近年結核児童の数は減少しているが、結核に罹患した場合、長期の療養を必要とし、この制度はこのような児童に心身両面にわたる健全育成を目的として、昭和34年に生まれたものである。昭和49年3月現在、全国で74ヶ所の指定療育機関がこれらの児童に対して適切な生活指導のもとに医療および教育を併せ行なっている。当県においては2ヶ所ある。

表20は療育の給付状況を示すものである。

母子保健施設（母子保健センター）

母子保健の効果的な活動は、地域住民のニーズに即応した、きめ細かいものでなければならない。昭和33年からその設置がすすめられている母子健康センターは母子保健法の制定により制度化され、市町村における母子健康施設として明示された。

本施設は、①母子保健に関する各種の相談に応じ、②母性および乳幼児の保健指導を行ない、③あわせて助産を行

図4 年次別母子健康センター設置状況

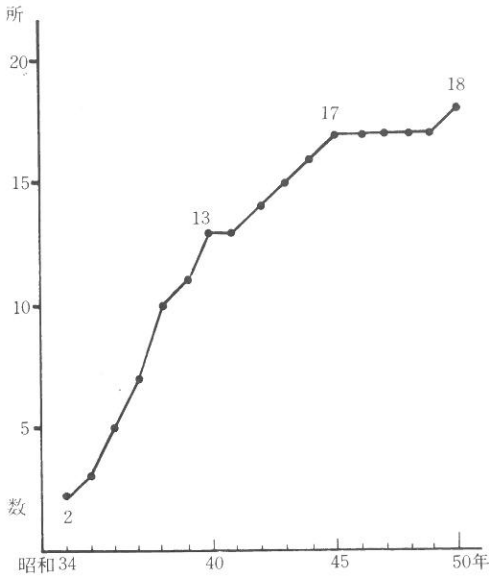
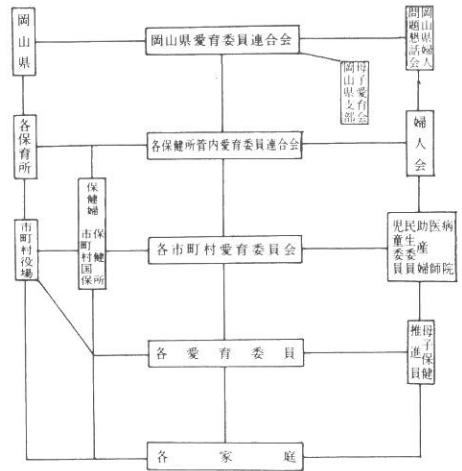


図5 岡山県愛育委員組織表



なうことを目的としているものである。

岡山県においても母子保健推進のために同センターの設置をすすめているが図4は母子健康センターの年次別設置状況をみたものである。それによると昭和50年までの17年間に18ヶ所と、年間1ヶ所平均の設置にすぎない。前述したように地域における母子保健事業の拠点として重要な役割を担っている母子健康センターであることを考えるとき、本センターの増設と同センターの保健指導部の充実が今後に残された重要な課題と言える。

地域における母子保健思想の普及や活動において、ボランティアの参加、協力の問題がでてくるが、昭和43年からつくられた母子保健推進員制度がそれである。当県においては、これより先昭和25年頃より保健婦の活動に側面的に協力するボランティアとして愛育委員制度が生まれた。そして児童の健康保持、増進、すなわち児童の福祉増進のために、また母性の健康および福祉向上に大きな貢献をなしている。図5は愛育委員会の組織表である。

### その他による児童福祉

#### 岡山県福祉基金（桃太郎愛のともしび基金）

児童福祉事業は公私にわたって広く営まれており、とりわけ民間がこの分野で果している功績は大きいものがある。

岡山県はこうした民間の児童福祉事業（社会福祉事業）を一層効果的にすすめるための一つの援助方法として、昭和49年岡山県福祉基金条例に基づき、岡山県福祉基金を設けた。

この基金の目的とするところは、社会福祉法人、その他社会福祉事業を行なう法人が設置する社会福祉事業に関する施設の整備等に必要な資金について、その円滑な運用を図り、もって社会福祉事業の増進に寄与することである。

昭和49年度には寄附金99,318,000円、県費2億円が、51年度には寄附金6,500万円、そして県費5,000万円が基金として積立てられた。

## 岡山県福祉事業団

昭和37年に策定された岡山県福祉計画の実現をめざし、県民生活の福祉増進を図るために昭和37年4月公益実施機関として財団法人岡山県福祉事業団が設立された。

本事業団が設立された当所は寄附金も多く、次々と多くの計画が立てられたが、思うように実現をみなかった。

主な事業は次のとおりである。

### 1) 湯原憩の家(ママの別荘)

本事業団が最初に手がけた事業である。平素忙がしい家庭生活を送っている主婦を日常の家事等から解放し、家族と共にレジャーを楽しみ、心身に休養を与え、もって児童の健全育成や健全な家庭経営に寄与することを目的としている。

### 2) 山陽ハイツ(倉敷勤労総合福祉センター)

雇用促進事業団が建設したもので、県へ運営委託をなし、更に本事業団へ運営を再委託したものである。

教育、研修、スポーツ、娯楽、宿泊施設を有する総合的な福祉施設である。

### 3) 県立総合社会福祉センター「給食・福利厚生事業」

県立総合社会福祉センターの給食(入所者・職員)の事業と同センター内で日用品販売と外来者宿泊および理髪(再委託)の事業を行なっている。

### 4) 県立児童会館「宿泊棟の管理運営」

昭和49年度から、宿泊部門(定員250人)、食堂売店部門(再委託)および会議室部門(3室)の管理運営を行なっている。

### 5) 民間社会福祉施設資金貸付事業

貸付原資3億円を岡山県福祉基金から借り受けて、社会福祉法人等が行なう民間社会福祉施設の整備等に対する貸付事業を行なう。

以上、昭和30年以降の高度経済成長期における児童福祉の状況を概観してきたが、この20年間に於ける児童福祉の増進は大きいものがある。しかしながら依然として児童問題は存在しており、今後に残されている課題は多い。

長野知事は、社会福祉のあり方として地域福祉の方向を打ち出し、そのための対策もたてられ、活動が進められているが、確かに今日はずべての県民が何らかの意味で福祉的ニーズをもっており、従って地域福祉—コミュニティ・ケヤ—こそ今後強力に押しすすめられるべき児童福祉の方法と考えられる。

この稿を終えるにあたり、数々の貴重な資料を心よくご提供くださった岡山県厚生課、湯浅一郎氏、岡山県児童家庭課、門脇敦子氏に深く感謝申し上げる次第である。

## 参考文献

- 1) 吉田久一 “昭和社会事業史” ミネルヴァ書房 1974
- 2) 岡山県 “岡山県政史、昭和戦後編” 1969
- 3) 吉沢英子編 “児童福祉の基礎” 相川書房 1975
- 4) 厚生省 “社会福祉六法” 新日本法規出版 1975

## 参考資料

- 1) 民生労働行政の概要(38~52年度)

- 2) 厚生白書 (32~50年度)
- 3) 岡山県の教育統計 (23~47年度)
- 4) 社会福祉統計年報・業務報告 (26~36年度)
- 5) 母子衛生の主なる統計 (昭和52年)

昭和53年3月29日受理